

# 実家が売れない!?

に**家族信託**で備えましょう

自宅を売ったお金で  
介護施設に入居しようと  
思っているのに…

実家を売ったお金で  
親の介護費を払おうと  
思っているのに…



まだ元気だから大丈夫でしょ  
と、思われている方ご注意ください!

家の所有者の認知症が悪化すると、  
判断能力が欠如しているとみなされ、  
家を売却することができません!

解決策は

## 家族信託

「家族信託」とは、ご自身や親の老後や介護に備え、保有する不動産などを信頼できる家族に託し、管理・処分を任せる財産管理の方法のことです。  
適正運用できる家族信託にするためスタート証券株式会社がお客様をサポートします。

お問い合わせは裏面をご覧ください

# 家族信託

で備える実家の売却

元気なうちに  
任せるよ！



## 委託者

財産の所有者、財産を託す人

親

## 受益者

財産の運用・処分  
で利益を得る権利を有する人

## 信託契約



先が見通せて  
安心！



## 受託者

財産を託され、管理・  
運用・処分する人

子

親と子が「信託契約」を結び、登記手続きをすることで、親の

代わりに子が親の不動産を処分（売却）することができます。

売却して得たお金は引き続き子が管理し、親の療養費や介護費用  
などに使うことができます。

ご相談  
無料

家族信託は、ご家族の数だけ手法が存在します。

「うちは家族信託をした方がよい？」「いつから・何から始めればよい？」  
など、気になることがございましたらお気軽にご相談ください。

証券-TACS-00319

## 「信託契約」の専門的な手続きをサポートします

### サポート料金

財産・遺産コンサルティング  
業務委任契約（家族信託）

**330,000** 税込 円～<sup>※1</sup> + **諸経費**<sup>※2</sup>

※1 信託財産の評価額に応じてサポート料金が変動します

※2 公証役場手数料、不動産登記費、不動産売却時の手数料、公的書類取得費用など

詳しくはお気軽にお問合せください

相続支援コンサルティング部

☎ **03-3686-5213**

営業時間/ 9 : 00 ~ 17 : 00 定休/ 土・日

ホームページからのお問い合わせ

**STARTS**  
スターズ証券株式会社

